

福岡市パートナーシップ 宣誓制度の手引き



目 次

1 パートナーシップ宣誓をお考えの方たちへ	… 3
2 宣誓から宣誓書受領証交付の流れ	… 4
3 宣誓をできる方	… 5
4 宣誓に必要なもの	… 6
5 宣誓後について	… 7
6 Q & A	… 8
参考 福岡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱 様式、電話相談、関連団体など	… 12

1 パートナーシップ宣誓をお考えの方たちへ

福岡市は、国籍や年齢、性の違い、障がいの有無などに関わらず、誰もがすべての人への思いやりを持ち、多様性を認め合いながら、いきいきと輝くまちを目指しています。

この理念に基づき、典型的とされていない性自認や性的指向を持つ方のパートナー関係を尊重するために、平成30年4月からパートナーシップ宣誓制度を始めました。

この制度は、福岡市がお二人のパートナーシップを尊重するもので、法律上の効果（相続や税金の控除など）が生じるものではありません。

しかし、お二人が互いを人生のパートナーとして、安心して、いきいきと福岡市で生活ができるよう、行政がその関係を尊重し、寄り添うことは意義のあることと考えています。

この制度の導入により、性的マイノリティに関する社会的理解が広がり、誰もが自分らしくいきいきと輝く、多様性を認め合う共生社会が実現することを期待しています。

2 宣誓から宣誓書受領証交付までの流れ

(1) 電話又はメール・市ホームページで予約

市HPはこちらから

TEL 092-711-4338

Mail jinkensuishin.CAB@city.fukuoka.lg.jp



- ・申請の日時・必要書類などを調整・確認します。
 - ・宣誓書の内容は、市ホームページでご覧いただけます。
- ※郵送等での宣誓書は、受け付けません。

(2) パートナーシップ宣誓

- ・予約した日時に、必ずお二人そろってお越しください。
※プライバシー保護のため、個室で対応します。
- ・必要書類をご持参ください。(必要書類はP6参照)
(宣誓の受付は、月～金 午前9時～午後5時 祝休日・年末年始は除く)

(3) 内容確認

- ・申請書類について、宣誓書の対象となる要件を備えているかを確認します。

(4) 宣誓書受領証の交付

- ・要件を満たしている場合、受領証を交付します。

※書類等に不備がない場合、受領証は即日交付します。その際、1時間～1時間半ほど時間を要します。

なお、お二人とも市外にお住まいの場合は後日交付となります。

3 宣誓をできる方

パートナーシップ宣誓をするには、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- ・ 18歳以上であること
- ・ 一方または双方が福岡市民であること
※転入予定の方も含む
- ・ 結婚していないこと
- ・ 宣誓者以外の方とパートナーシップの関係がないこと
- ・ 宣誓者同士の関係が、近親者でないこと
※パートナーシップ関係に基づく養子縁組は除く

※ パートナーシップ

ここでいうパートナーシップとは、お互いを人生のパートナーとして、相互の協力により、継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティ（典型的とされていない性自認や性的指向を持つ者をいう。）である2人の者の関係です。

（福岡市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱 第2条第1号）

4 宣誓に必要なもの

宣誓には、以下のものが必要となります。

(1) 福岡市パートナーシップ宣誓書（様式第1号）

- ・福岡市市民局人権部人権推進課の窓口にあります。
- ・福岡市ホームページからもダウンロードできます。

※宣誓書への記入は、宣誓される日に窓口で記入

(2) 住民票の写し

- ・1人1通ずつお持ちください。（3ヶ月以内に発行されたもの）

※本籍地及び世帯主との続柄の表示は不要

※同一世帯になっている場合は、2人分の情報が記載されたもの1通で可

(3) 独身であることを証明する書類（独身証明書・戸籍抄本など）

- ・1人1通ずつお持ちください。（3ヶ月以内に発行されたもの）

※独身証明書や戸籍抄本は、本籍地の市町村で取得

※外国籍の方の場合は、配偶者がいないことを確認できる書面に日本語の翻訳を添えて提出

※ その他、本人確認できるものをお持ちください。

- ・個人番号カード、旅券、運転免許証、在留カード、官公署が発行した免許証など、本人の顔写真が貼付されたもの

(4) パートナーシップ宣誓書受領証に係る子に関する届（様式第5号）

- ・子（未成年の実子または養子）育てをしているお二人で、子の氏名を受領証に記載する場合に提出ください。
- ・必ず子どもの同意を得たうえで提出してください。（15歳以上の子については、本人の自署が必要です。）
- ・世帯全員が載っている住民票の写しも一緒に提出してください。
（（2）と併用可）※子どもと別居している場合については、Q&Aをご確認ください。

※上記以外に、市長が必要と認める書類の提出を求めることがあります。

5 宣誓後について

(1) パートナーシップ宣誓書受領証の交付

- ・お二人がパートナーシップ宣誓をされたことを証するパートナーシップ宣誓書受領証(様式第2号)をそれぞれに交付します。

宣誓書受領証

パートナーシップ宣誓書受領証

福岡市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する条例の規定により、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

姓 _____ 第 _____ 号

名 _____

公印

令和 年 月 日 福岡市

表

福岡市は、一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現を目指しています。この宣誓は、法律上の効果が生じるものではありませんが、お互いのパートナーシップを尊重すること、互いに互いのパートナーとして、南関でいいきと輝き活躍されることを願っています。宣誓証の提示を受けた方は、この趣旨を十分に理解くださいますようお願いいたします。

特別事項欄

裏1

(二人の氏名のみ記載する場合の受領証)

福岡市は、一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現を目指しています。この宣誓は、法律上の効果が生じるものではありませんが、お互いのパートナーシップを尊重すること、互いに互いのパートナーとして、南関でいいきと輝き活躍されることを願っています。宣誓証の提示を受けた方は、この趣旨を十分に理解くださいますようお願いいたします。

子の氏名 ○ ○ ○ ○ △ △ △ △

特別事項欄

裏2

(子の氏名を記載する場合の受領証)

(2) 宣誓書受領証の再交付

- ・宣誓書受領証の紛失やき損などの事情により再交付を希望する場合は、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書(様式第3号)を提出していただけます。

(3) 宣誓内容の変更

- ・氏名(通称名)や住所の変更があった場合は、パートナーシップ宣誓事項変更届(様式第4号)を提出する必要があります。(氏名(通称名)の変更の場合、新しい受領証に交換します)

(4) 宣誓書受領証の返還

- ・パートナーシップの解消や双方が市外への転出をした場合は、パートナーシップ宣誓書受領証返還届(様式第6号)を提出し宣誓書受領証を福岡市に返還する必要があります。ただし、双方が、転勤又は親族の疾病その他のやむを得ない事情により、一時的に市外へ住所を異動する場合を除きます。

(5) 宣誓書受領証の継続使用

- ・パートナーシップ宣誓制度の連携協定を締結した自治体へ転出し、転出先でも引き続き福岡市が発行した宣誓書受領証の使用を希望する場合は、福岡市にパートナーシップ宣誓書受領証継続使用申請書(様式第7号)を提出する必要があります。
- ・協定を締結している自治体については、市ホームページをご覧ください。

6 Q & A

① 制度利用に際し、プライバシーは守られますか？

- A. 宣誓の際は、プライバシー保護のため個室で対応します。
提出された書類や記載されている内容等の大切な個人情報は必ず守られます。

② パートナーシップの宣誓に費用はかかりますか？

- A. パートナーシップ宣誓書の提出や、宣誓書受領証の発行に費用はかかりません。
ただし、宣誓の際に提出していただく必要書類の発行手数料などは、自己負担となります。

③ パートナーシップの「継続的な共同生活」とはどのようなことですか？

- A. 継続的な共同生活とは、お互いに協力し合い、二人の生活において必要な費用を分担し、支え合う生活などです。

④ パートナーシップ宣誓制度と結婚は、どう違うのですか？

- A. 結婚は法律に基づき行われるもので、法的な家族となり、相続などの財産上の権利や、税金の控除や扶養の義務など様々な権利・義務が発生します。
一方、福岡市のパートナーシップ宣誓制度は、要綱（市の内部規定）に基づいて行われるものであり、法的効力はありません。
また、この宣誓により戸籍や住民票の記載が変わるものではありません。

⑤ 法的効力がないのに、なぜ制度の導入をするのですか？

- A. 本制度は、福岡市がお二人のパートナーシップを尊重するものです。こうした地方自治体のパートナーシップ宣誓制度に応じ、民間サービスの提供が徐々に始まっています。

例) 携帯電話会社の家族割や旅行会社のマイレージ共有、
銀行の住宅に関するペアローン、生命保険の受取人など
※サービスの取り扱いがない場合があります。

この制度の導入により、性的マイノリティに関する社会的理解が進み、パートナーシップが尊重される取組が広がっていくことを期待しています。

結婚に類似した法的関係性を築く手続きとして、公正証書*により、遺言書の作成や任意後見契約を結ぶ方法があります。

手続きに関しては、お二人の個別の事情を考慮して進める必要があります。

※ 公正証書とは

判事や検事などを長く務めた人のうち、法務大臣から任命された人（公証人）が法律に従って作成する文書。公証人は国の公務である公証事務を行う公務員としてみなされ、公正証書は「公文書」であり、証明力の高い文書です。公正証書は「公証役場」で作ることができ、福岡市には、福岡公証役場と博多公証役場があります。

福岡公証役場 中央区舞鶴3丁目7-13大禅ビル2階
TEL 092-741-0310 FAX 092-741-0540

博多公証役場 博多区博多駅前3丁目25番24号八百治ビル3階
TEL 092-400-2560 FAX 092-432-6681

⑥ 福岡市民でないと宣誓できないのですか？

- A. 双方または一方が市内へ転入を予定している方であれば、宣誓できます。

二人とも市外の方である場合、宣誓することはできますが、宣誓書受領証の交付には、市内に転入したことを証明する住民票の写しの提出が必要です。（転入した方一人分のみで可）

⑦ 通称名は使用できますか？

- A. 性別違和など市長が必要と認める場合に限り、パートナーシップの宣誓における氏名について、通称名を使用することができます。

⑧ 他の人に代理で申請をしてもらうことは可能ですか？

- A. 必ず、ご本人が申請してください。宣誓される際は、必ずお二人で窓口にお越しください。

⑨ 市外に転出する時は、どうしたらいいですか？

- A. パートナーシップの解消や双方が市外へ転出したときは宣誓書受領証を福岡市に返還する必要があります。返還される場合は、パートナーシップ宣誓書受領証返還届（様式第6号）を提出する必要があります。

ただし、パートナーシップ宣誓制度の連携協定を締結した自治体へ転出する場合は、パートナーシップ宣誓書受領証継続使用申請書（様式第7号）を福岡市へ提出することで、転出先でも引き続き福岡市が発行した宣誓書受領証を使用することができます。

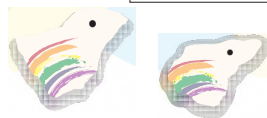
連携協定を締結した自治体や手続きの詳細は、市のホームページでご覧いただけます。

⑩ 受領証に記載できる子どもは、同居している子どもだけですか？

- A. 離れて暮らしていても、子どもの生活費や家賃、学費などを継続的に負担しているなど、生計を同一にしていれば、対象となります。その際には、別途、親子関係を証明する書類（戸籍抄本等）や、生計が同一であることを証明する書類（領収書等）が必要となります。

福岡市では、多様性を認め合う社会の実現を目指して、性的マイノリティに関する支援に取り組んでいます。

福岡市 性的マイノリティ [検索](#)



参 考

福岡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市基本構想及び基本計画の理念に基づき、一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様性を認め合いながら、いきいきと輝くまちの実現を目指し、パートナーシップの宣誓に係る取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行っている、又は継続的な共同生活を行うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティ（典型的とされていない性自認や性的指向を持つ者をいう。）である2人の者の関係
- (2) 宣誓 パートナーシップにある者同士が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うこと。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 成年に達していること。
- (2) 一方又は双方が本市域内に住所を有している（本市域内への転入を予定している場合を含む。）こと。
- (3) 配偶者がいないこと及び相手方当事者以外の者とのパートナーシップがないこと。
- (4) 当事者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。）でないこと。（パートナーシップ関係に基づく養子縁組の場合を除く。）

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、市民局人権部人権推進課の職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、住民票の写し（本市域内への転入を予定している場合にあつては、その事実が確認できる書類）及び独身証明書、その他これに類する書類を添えて市長に提出するものとする。この場合において、当該宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

- 2 市長は、前項の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めることができる。
 - (1) 個人番号カード
 - (2) 旅券
 - (3) 運転免許証
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であつて、宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付されたもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和等市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において通称名を使用することができる。

(受領証の交付)

第6条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者が要件を満たしていると認めるときは、当該者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証(様式第2号。以下「受領証」という。)に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

(受領証の再交付)

第7条 前条の規定により受領証の交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、当該受領証を紛失、き損、又は汚損したときは、市長に対し、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書(様式第3号。以下「再交付申請書」という。)を提出することにより、受領証の再交付を受けることができる。

- 2 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、第4条第1項の規定により提出された宣誓書が保存されている場合に限り、受領証を再交付するものとする。

(宣誓事項の変更)

第8条 宣誓者は、宣誓書の記載事項に変更があった場合(第10条の規定により返還する場合を除く。)は、パートナーシップ宣誓事項変更届(様式第4号。以下「変更届」という。)に、変更内容が確認できる書類及び変更前の受領証を添えて、市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その内容を確認し、変更後の内容に基づく受領証を交付するものとする。

(受領証への子の記載)

第9条 宣誓をしようとする者又は宣誓者は、一方又は双方と生計を同一とする未成年の子(実子又は養子をいう。以下「子」という。)がいる場合、受領証に当該子の氏名の記載を希望するときは、パートナーシップ宣誓書受領証に係る子に関する届(様式第5号。以下「子に関する届」という。)に、次に掲げる書類を添え、当該子の同意を得たうえで市長に提出するものとする。

- (1) 一方の子であることを証明する書類
 - (2) 生計が同一であることを証明する書類
 - (3) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類
- 2 宣誓者は、受領証に記載した子の氏名の削除を希望するときは、当該子の同意を得たうえで子に関する届を市長に提出するものとする。
 - 3 15歳以上の子について、前2項の規定により子に関する届を提出するときは、宣誓しようとする者又は宣誓者及び当該子が自署するものとする。この場合において、自ら宣誓書に記入することができないと市長が認めるときは、これを代筆させることができる。

- 4 市長は、第1項及び第2項の規定により子に関する届の提出を受けたときは、その内容を確認し、当該届の内容に基づく受領証を交付するものとする。

(受領証の返還)

第10条 宣誓者は、次のいずれかの場合に該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届(様式第6号)に第6条の規定により交付を受けた受領証を添えて市長に返還しなければならない。

- (1) 当事者の意思によりパートナーシップが解消された場合
- (2) 双方が本市域外に転出した場合(転勤、親族の介護その他やむを得ない事情により双方が一時的に本市域外に転出した場合及び次条に定める場合を除く。)

(自治体間での相互利用)

第11条 宣誓者が、本市がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定(以下「協定」という。)を締結している自治体へ転出する場合であって、「パートナーシップ宣誓書受領証継続使用申請書(様式第7号。以下「継続使用申請書」という。)」を提出したときは、継続して本市が交付した受領証を使用することができる。

- 2 本市と協定を締結している自治体から本市へ転入した者は、当該自治体が交付した受領証(継続使用の手続がされたものに限る。)を、本市において継続して使用することができる。
- 3 前2項の規定により継続して受領証を使用している者が、前条第1号及び第2号に該当した場合又は本市と協定を締結している自治体以外の自治体に転出した場合には、当該受領証を交付した自治体に返還するものとする。
- 4 第1項の規定により継続している受領証の再交付、宣誓事項の変更、受領証への子の記載については、第7条から第9条の規定を準用する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市民局長が別に定める。

附 則

- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
この要綱は、令和元年10月30日から施行する。
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式

- ・ 様式第 1 号 パートナーシップ宣誓書
- ・ 様式第 2 号 パートナーシップ宣誓書受領証
- ・ 様式第 3 号 パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書
- ・ 様式第 4 号 パートナーシップ宣誓事項変更届
- ・ 様式第 5 号 パートナーシップ宣誓書受領証に係る子に関する届
- ・ 様式第 6 号 パートナーシップ宣誓書受領証返還届
- ・ 様式第 7 号 パートナーシップ宣誓書受領証継続使用申請書

各様式は市のホームページよりダウンロードできます。

福岡市 パートナーシップ宣誓制度 [検索](#)

様式第1号

パートナーシップ宣誓書

私たち と は、福岡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、互いをその人生のパートナーとすることを宣誓し、署名します。

年 月 日

住所 _____
氏名 _____

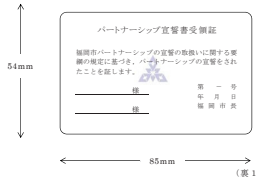
住所 _____
氏名 _____

(代書者)

住所 _____
氏名 _____

様式第2号

(表)



福岡市は、一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現をめざしています。
この受領証は、法律上の効果が生じるものではありませんが、相互のパートナーシップを尊重する心となり、互いを人生のパートナーとして、編みしていきたいと願う関係となることを期待しています。
受領証の提示を受けた方は、この書類を十分ご理解くださいませうお願いいたします。
物記事項

(裏2)

福岡市は、一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現をめざしています。
この受領証は、法律上の効果が生じるものではありませんが、相互のパートナーシップを尊重する心となり、互いを人生のパートナーとして、編みしていきたいと願う関係となることを期待しています。
受領証の提示を受けた方は、この書類を十分ご理解くださいませうお願いいたします。
子の氏名
物記事項

様式第3号

パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書

年 月 日付けで交付されましたパートナーシップ宣誓書受領証の再交付を受けたいので、福岡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第7条第1項の規定により申請します。

再交付を希望する理由 (いづれかに○をしてください。)

- 紛失
- き損
- その他 ()

年 月 日

住所 _____
氏名 _____

住所 _____
氏名 _____

(代書者)

住所 _____
氏名 _____

※ ②き損、③その他の場合、当該パートナーシップ宣誓書受領証(原本)を添付して提出してください。

様式第4号

パートナーシップ宣誓事項変更届

福岡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第8条第1項の規定により、変更届を提出します。

年 月 日

受領証交付番号 _____-01, 02

(変更前)

(変更後)

住所 _____ 住所 _____
氏名 _____ 氏名 _____
(通称名) (通称名)

住所 _____ 住所 _____
氏名 _____ 氏名 _____
(通称名) (通称名)

連絡先: 住所(〒) _____
氏名 _____ TEL. _____

- ① 変更のあった事項(変更前・変更後)のみ記入し、変更の内容がわかる書類及び本人確認が可能な書類の写しを添付してください。
- ② 住所名変更した場合、①の書類及び2名分のパートナーシップ宣誓書受領証(写し)も添付してください。
- ③ 氏名や通称名を変更した場合、①の書類及び2名分のパートナーシップ宣誓書受領証(原本)も添付してください。後日、変更後の新しい受領証を連絡先へ送付します。

様式第5号

パートナーシップ宣誓書受領証に係る子に関する届

福岡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第9条第1項及び第2項の規定により、子に関する届を提出します。

理由 (いずれかに○をしてください)

- (1) 子の氏名の記載
- (2) 子の氏名の削除
- (3) その他 ()

年 月 日

子の氏名 _____ 子の氏名 _____

子の氏名 _____ 子の氏名 _____

氏名 _____

氏名 _____

(代書者) 氏名 _____

- ※ 必ず子の同意を得たうえで提出してください。
- ※ 15歳以上の子については、本人の自署が必要です。
- ※ 既に宣誓されている方は、2名分のパートナーシップ宣誓書受領証(原本)を添付して提出してください。

様式第6号

パートナーシップ宣誓書受領証返還届

福岡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第10条の規定により、受領証を返還します。

返還の理由 (いずれかに○をしてください)

- (1) パートナーシップの解消
- (2) 福岡市からの転出 ()

年 月 日

住所 _____

氏名 _____

住所 _____

氏名 _____

(代書者)

住所 _____

氏名 _____

※ 2名分のパートナーシップ宣誓書受領証(原本)を添付して提出してください。

様式第7号

パートナーシップ宣誓書受領証継続使用申請書

福岡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第11条第1項の規定により、受領証の継続使用を申請します。

なお、本申請書(写し)等を転入先自治体へ提供することに同意します。

年 月 日

(現住所(転出元住所))

(新住所(転入先住所))

住所 _____

住所 _____

氏名 _____

TEL. _____

住所 _____

住所 _____

氏名 _____

(代書者)

住所 _____

氏名 _____

- ※ 2名分のパートナーシップ宣誓書受領証(写し)及び本人確認ができる書類の写しを添付して提出してください。
- ※ 転出先自治体によっては、パートナーシップ宣誓時の提出書類の写しを提供することがあります。

福岡市使用欄 (ここには記載しなくても大丈夫)

4 受理日 年 月 日

4 送付日 年 月 日

4 受領証No. 第 _____ 号

多様性はまちの力。

国籍や年齢、性の違い、障がいの有無などに関わらず、あらゆる多様性を認め合いながら、いきいきと輝くまちの実現には、それぞれの多様性について理解し考えていくことが大切です。

一人ひとりが互いの人権を尊重し合いながら、さまざまな違いをまちの力として、多様な人材がいきいきと活躍するまちをめざして、多様性について考えてみませんか。



電話相談など

福岡市の性的マイノリティに関する電話相談

弁護士による LGBT電話相談	福岡市・福岡県 弁護士会 070-7655-1698 第2木曜日・第4土曜日 正午～午後4時	○ 困りごとに関して、性的マイノリティの問題に詳しい弁護士が対応します(相談料無料)
性同一性障がい(性別不合)に関する相談	福岡市精神保健福祉センター 092-737-8829 第1・3水曜日 午前10時～午後1時 (祝休日、年末年始を除く)	○ 医療に関すること ・医療機関の情報を知りたい ・治療について知りたいなど
家族や職場・地域のことに関する相談	福岡市男女共同参画推進センター (アミカス) 092-526-3788 午前10時～午後4時半(年末年始を除く) 第2・4月曜日 午前10時～午後8時 (祝休日は午後4時半まで)	○ 人間関係や自分の生き方について、パートナー・配偶者からのDVについてなど
こどもに関する相談	福岡市こども総合相談センター (えがお館) 092-833-3000 24時間対応(年末年始を除く)	○ 福岡市に居住することも本人や保護者などからの相談
人権に関する相談	ふくおか人権ホットライン(福岡県) 092-724-2644 第4金曜日 午後3時～午後6時	
	福岡市人権啓発センター(ココロンセンター)人権啓発相談室 092-717-1247 月～金曜日 午前10時～正午、午後1時～午後5時 (祝休日、休館日、年末年始を除く)	
性的マイノリティに関する支援事業についての問い合わせ先(パートナーシップ宣誓制度など)	福岡県福祉労働部人権・同和対策局調整課 092-643-3325 月～金曜日 午前8時半～午後5時45分 (祝休日、年末年始を除く)	
	福岡市市民局人権部人権推進課 092-711-4338 月～金曜日 午前9時～午後6時 (祝休日、年末年始を除く)	

交流事業

性的マイノリティの当事者やご家族などが集い、お互いの悩みや情報などを共有する交流会です。来場者どうして気軽に話したり、書籍などを読んだりして過ごせる場となっています。詳細は市のホームページでお知らせします。お気軽にご参加ください。

福岡市内を中心に活動するLGBT関連団体

NPO 法人 LGBT の家 家族と友人をつなぐ会

LGBTの家族や友人などによる会。どのような人も自分らしく安心して暮らせる、多様性を認め合える社会をつくる活動を実施。

<http://lgbt-family.or.jp/>

一般社団法人 gid.jp 日本性同一性障害と共に生きる 人々の会 九州支部

性同一性障害の専門の団体で、福岡市を拠点に交流会の開催、当事者及びその家族の方の相談や講演を開催。

<https://gids.or.jp/aboutus/branch/kyushu>

GID Link

性同一性障害の当事者が設立した自助団体。福岡県の啓発・研修講師団講師あっせん事業の講師として、企業内研修や教職員研修、誰でも学べる講演会・交流会を開催。

<https://gidlink.info/>

LGBTとともに生きる弁護士の会・九州

弁護士有志による団体。性的マイノリティの権利を守るための活動を実施。

<https://www.facebook.com/lalq2015/>

NPO 法人 Rainbow Soup

福岡を拠点にSOGIEやLGBT等性的マイノリティ関連の情報発信・啓発活動を実施。

<https://rainbowsoup.net/>

NPO 法人カラフルチェンジラボ

九州レインボープライドをはじめ、啓発イベントや講演会、研修会を開催。

<https://cclabo.org/>

FRENS

福岡を拠点に、24歳以下のLGBTQ+の子ども・若者のサポートのほか、交流会、電話相談、講演会活動を実施。

<https://www.frenslgbtq.com/>

24歳以下のLGBTQ+その周りの人の電話相談「フレンズライン」TEL 080-9062-2416
毎週日曜 午後5時～午後9時

福岡コミュニティセンター HACO

HACOは主にゲイ・バイセクシュアル男性に向けて、HIV/エイズや性感染症の予防啓発を軸に活動をし、同時にセクシュアルマイノリティの方々が自由に利用できるスペースを博多区住吉にて運営。

<http://loveactf.jp/>

ALLY(アライ)

LGBTをはじめとする性的マイノリティを理解し支援するという考えやその考えを持つ人
6色の虹は、性の多様性を尊重する象徴

このイラストは、福祉作業所 工房まるのBilily(ピリッと破いた紙の偶然の形が一つひとつ
の作品になったもの)を元に制作しています。一つひとつの違いを「まちの力」にして、
誰もが自分らしくいきいきと輝く福岡となるよう想いが込められています。



問い合わせ先

福岡市市民局人権部人権推進課

TEL 092-711-4338 / FAX 092-733-5863

Mail jinkensuishin.CAB@city.fukuoka.lg.jp